

各務原市行財政構造改革大綱

平成 14 (2002)年 1 2月 24日

第 1 策定の趣旨

各務原市では、昭和 60 (1985)年に「各務原市行政改革大綱」、平成 8 (1996)年に「第二次各務原市行政改革大綱」を策定し、さらに、平成 13 (2001)年度からカイゼン運動の実施により行政改革に取り組んできました。

また、平成 12 (2000)年度から「元気な各務原市へ - 2010年、快適産業都市 - 」^{おしゃれでアクティブ}を将来像とする新たな基本構想のもと、各務原市新総合計画の実現に向けた市政運営を進めています。

今日、日本における地方公共団体の財政状況は二つの収入減の時代に突入しています。一つは国の財政危機に基づく国庫補助金等の削減による収入減、もう一つは長引く経済低成長時代による市税の収入減です。

一方、市民の行政に対する需要は、高齢者福祉、保育、教育、環境といった分野を筆頭に、年々増大しており、今後の財源不足が懸念されます。

このような状況から、本市では「最少の経費で最大の効果」をあげ、常に住民の福祉の増進に努めるという観点から、さらに行財政改革へ積極的に取り組む必要があります。

そこで、行政と市民・民間の役割分担を踏まえた事務事業の見直しを進めるとともに、様々な雇用形態の職員採用、市役所内外注、外部業務委託による低コスト体質と効率的組織を持った「21世紀型市役所」の実現を目指し、その体系的な実施プログラムとして「各務原市行財政構造改革大綱」を策定するものです。

第 2 基本方針

1 効率的な行財政運営の確立

今後の少子高齢化社会、経済低成長時代において、本市の財政における収入の確保が非常に厳しいと予想される一方、行政需要が増大することは必至です。こうした中で、徹底して事務事業の無駄を省くとともに、行政・民間の仕事の範囲を明確にし、「最少の経費で最大の効果」をあげるというコスト意識を持って、効率的な行財政運営を確立していきます。

2 地方分権に的確に対応するための基盤づくり

地方公共団体が自己決定・自己責任のもとに地域経営を行う領域を広げる地方分権が進展しています。限りある財源・資産を最大限に活用し、地方分権に的確に対応できる基盤を構築します。

3 市民の視点からの行財政運営の実現

情報公開をはじめ、市民に開かれた行政運営の推進が求められていることから、広報紙やインターネットなどの活用をさらに推し進めるとともに、あらゆる機会において絶えず市民の意見や要望を積極的に受け止めることにより、時機を得た情報提供や市民ニーズの把握に努めます。行財政改革の具体化にあっても、できる限り市民参加の機会を確保して行い、市民の視点に立った公平で透明性の高い行財政運営を実現します。

4 行政評価に基づいた行財政改革の実施

全ての事業を一律に削減、縮減するのではなく、市民ニーズが低く財政的効果が小さいものを重点的に改革し、事業内容により優先度を設けます。

また、市民ニーズが高く行政がすべき重要な施策、例えば少子化対策、高齢者福祉、環境保全、教育、産業活性化については、行政評価に基づき財源配分を見直し、より積極的に施策を進めます。

第3 目標期間

この大綱の目標期間を平成14(2002)年度から平成18(2006)年度までの5年間とします。

第4 取組課題

具体的に取り組む課題を次の7分野に分け基本事項を示します。

さらに、改善・検討事項を別表「主な実施項目」のとおりとし、その中で取り組む内容や目標年度を明示します。

1 事務事業の改廃

市民、企業、行政の知恵・力を結集して事務事業を抜本的に再評価し、無駄を省き、多様な市民ニーズに対応できる効率的な事務事業を推進します。

- (1) 市民、企業、行政の役割分担を定め、民間活力、民間資本の公共分野への誘導を促進します。
- (2) 行政評価に基づいて事務事業の簡素化、効率化、減量化に努めます。また、緊急度、優先度の高いものから事業を実施します。
- (3) サービスマネジメントシステムを構築し、ISO9001認証取得により、行政運営の処理手続、対応を標準化し、常に市民サービスの向上を図る組織体制を整備します。
- (4) 行政運営のプロセスを改善します。また、行政の責任領域を明確にし、行政関与の必要性、受益の公平性、効率、効果などを再評価します。
- (5) 各事業について、直営、委託、リース、レンタル、PFI等のうち、最も合理的な手法へ転換します。
- (6) ボランティア・NPO団体との効果的な連携を図ります。

- (7) 上水道事業における検針、収納、滞納整理業務を一括して民間委託します。
- (8) 市役所をはじめとした市の施設全般において、環境マネジメントシステムを構築し、ISO14001の認証取得により、常に環境負荷の低減を図ります。

2 組織・機構の改廃

多様な市民ニーズに対応できる組織・機構への転換を図り、一層、効果的、効率的な体制を構築します。

- (1) 簡素、効率化を基本とした組織、機構の改廃を行います。
- (2) 各部主管課機能を強化し、部別の経営管理能力を高めます。
- (3) プロジェクトチーム等横断的な組織を活用します。
- (4) 救急出動の増加に対応できるよう救急体制を見直します。
- (5) 外郭団体の設立目的、業務内容、活動の実態を社会情勢の変化に対応できるよう見直し、独立採算に向けた経営改善を図ります。

3 職員定数・給与の見直しと人材の育成・確保

適正な行政サービス水準を確保しつつ総人件費を抑制することを前提として、事務事業執行体制を見直します。また、新しい時代に対応した職員定数を設定するとともに、給与制度や雇用制度を確立します。さらに、職員研修内容を充実し、職員のサービス提供能力の向上と職務に適応した人材の確保に努めます。

- (1) 平成14(2002)年8月策定の定員適正化計画に基づき、平成14(2002)年4月現在1,108人の職員定数を50人以上削減し、平成18(2006)年度までに1,058人以下とします。
- (2) 事務事業執行体制を見直し、パートタイム、退職職員の再雇用、採用年齢の拡大など職務内容に応じた雇用制度を導入します。
- (3) 職員勤務評定制도를活用します。
- (4) 職員の給料表、諸手当等を抜本的に見直します。
- (5) 早期退職制度を活用します。
- (6) 昇任昇格・昇給制度を見直します。
- (7) 平成13(2001)年10月策定の人材育成基本方針に基づき、社会情勢に対応した人材育成のための職員研修体制を確立します。

4 さらに有効な財政健全化の推進

より必要なところに重点的・積極的に予算を配分するために、民間経営感覚を取り入れた健全な行政運営を実施します。

- (1) 後世に大きな負担を残さない健全な財政運営を実施します。
- (2) 民間経営感覚を持った行政運営を実施します。
- (3) 受益者負担の原則に基づき、下水道使用料、ごみ処理手数料等各種料金

を見直します。

- (4) 市有財産、土地開発公社保有財産を総点検し、不要な財産については積極的に処分します。
- (5) 工事設計、施工方法等の見直しにより公共工事のコストを縮減します。

5 公共施設の見直し

市民ニーズの多様化に対応し、さらにサービスを充実すべき施設、縮小してもよい施設を区別し、抜本的に公共施設の運営管理のあり方について見直します。

- (1) 保育所、学校における給食調理業務を段階的に民間委託化します。
- (2) 学校給食センターの経営のあり方について、ベストの方式を検討します。
- (3) 保育所、養護老人ホームの公設民営型への移行を検討します。
- (4) 市民プール、稲田園、市民会館、航空宇宙博物館、図書館、勤労青少年ホーム等公共施設の効果的、効率的な運営管理方法を検討します。
- (5) 公共施設の利用時間の見直しや多目的利用を推進します。

6 行政サービスの向上

行政がすべきもののうち、特に市民ニーズが高いサービスについて向上を図ります。

- (1) インターネットを活用したサービスシステム、公共施設予約システム等を導入し、高度情報通信社会に対応した、電子市役所を実現します。
- (2) 市役所一階にローカウンターを設置する等、市民ニーズに対応した利用しやすい窓口の充実を図ります。また、総合案内やスムーズな移動と手続きを支援するロビーアシスタントを一層充実します。

7 公正の確保と透明性の向上

市の説明責任を積極的に果たすとともに、行政手続きの公正化に努めます。

- (1) 広報紙、インターネット等多様なメディアを利用し、積極的に行政情報を公開します。また、IT時代に対応し、個人情報の保護を徹底します。
- (2) 市民ニーズを的確に捉えるため、広聴システムを見直します。
- (3) 事業の立案過程から実施段階において市民の意見を広く受け入れ、その意見を踏まえて事業を進めていく制度を導入します。
- (4) 行政評価の数値化等の方法で事務事業の成果や実績などを市民へ簡潔で速やかに公表します。
- (5) 入札経過、契約手続きのより透明性、公平性の確保に努めます。
- (6) 契約全般、工事費等の積算、発注方法等を審査する制度を導入します。
- (7) 行政監査及び市の財政支援事業の監査機能を充実します。